

《補助対象者について》

：秋田県内に事業拠点を有し、かつ秋田県内で 1 年以上事業実績がある中小企業者

Q 1 応募できる業種・法人格に制限はあるか？

A 1

①「中小企業者等経営強化法」（平成 11 年法律第 18 号）第 2 条第 1 項に規定する「中小企業者」に限り応募できます。

- ・下記の資本金の額又は従業員の数のいずれかを満たす会社及び個人
- ・企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会等、政令で定める者

主たる事業を営んでいる業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
建設業、運輸業その他の業種	3 億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
小売業	5 千万円以下	50 人以下
サービス業（下記以外）	5 千万円以下	100 人以下
ソフトウェア又は情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下

②「商業・サービス産業省エネ化等推進事業費補助金実施要領」別表 1 に掲げる業種及び製造業は応募できません。

Q 1 - 1 国・県などが出資している企業及び第三セクターは補助対象事業者となるか。

A 1 - 1

補助対象事業者にはなりません。

Q 1 - 2 応募企業 1 社（個人事業者 1 人）につき、複数の事業を応募してよいか。

A 1 - 2

応募企業 1 社（個人事業者 1 人）につき、1 件のみの応募とします。複数店舗を営業している事業者は、1 つの申請にまとめて記載するようにしてください。

Q 1 - 3 a社の親会社b社は大企業ではないが、b社が大企業c社の子会社であってみなし大企業に該当する場合、a社は応募可能か。

A 1 - 3

当制度では、大企業の子会社であるみなし大企業は、文字通り大企業と同等とみなすものであるため、みなし大企業の子会社もまたみなし大企業として取り扱います。設問に即していうと、b社は、大企業c社の子会社でみなし大企業であり、b社自体が大企業と同等と認められますので、その子会社のa社もみなし大企業となります。したがってa社は応募できません。

Q 1 - 4 子会社がある場合、従業員数には子会社の従業員も含めるか。

A 1 - 4

含めません。応募する事業者の従業員数のみを対象とします。

Q 1 - 5 パート・アルバイト・派遣社員は従業員に含まれるか。

A 1 - 5

以下の者を除き、従業員に含みます。

- ①日々雇い入れる者（ただし、1か月以上継続して雇う場合は従業員に含む）
- ②2か月以内の期間を定めて使用される者
- ③季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者
- ④試の使用期間中の者（ただし、14日以内に限る）

Q 2 本社が秋田県外にあるが、対象となるか。

A 2

秋田県内に事務所・事業所を有している場合は対象となります。

Q 3 これから創業しようとする者も応募可能か。

A 3

当制度の補助対象事業者は、「県内において1年以上の事業実績があること」が要件ですので、これから創業しようとする方は応募できません。

Q 4 過去に商業・サービス産業経営革新事業費補助金（省エネ設備更新枠）の交付を受けているが、応募可能か。

A 4

応募可能です。なお省エネ・省力化に関する補助金の交付決定を令和5年度から令和7年度において、交付決定を1回受けている方は3点、2回受けている方は5点、3回受けている方は7点の減点措置を審査委員会において行います。

《補助対象事業について》：省エネ化・省力化の共通事項

Q 5 省エネ化と省力化の2つの取組は、同時に応募可能か。

A 5

応募不可です。どちらか1つの申請として応募してください。

Q5-1 1つの取組を省エネ化と省力化の両方に資する取組として応募することは可能か。

A5

できません。各取組は、省エネ化又は省力化どちらか一方の取組として申請してください。

Q6 事業用設備とは何か。

A5

事業者が本来の事業目的を実現するために、自身で使用する設備をいいます。

Q6-1 テナント部分の設備は補助対象となるか。

A6-1

テナントの貸主は原則対象となりません。借主（テナント事業者）が自身の事業のために使用する設備については、補助対象となります。

Q6-2 事業用設備の購入にあたり、他の補助金との併用は可能か。

A6-2

原則、同じ事業について、**国又は市町村の補助金や、県の他の補助金と併用することはできません。**

両方に採択された場合は、どちらかを辞退していただくこととなります。

ただし、市町村の補助金において、本補助金との併用が認められている場合はこの限りではありません。併用する際は、市町村及び秋田県産業労働部商業貿易課へ確認するようにしてください。

Q6-3 自宅兼事業所用の設備は対象となるか。

A6-3

自家用（プライベート）での利用も兼ねる設備は、原則として対象となりません。

ただし、**事業用と自家用が明確に区別できる**設備であれば対象となります。**区別できない場合は補助対象外**です。

Q6-4 太陽光発電設備及び蓄電池は対象となるか。

A6-4

本事業では事業用設備とみなしておらず、対象となりません。

Q6-5 県外の支店や工場等に設置・納品するものは対象となるか。

A6-5

対象となりません。秋田県内にある事務所等の設備を更新する場合のみ対象となります。

Q6-6 個人（フリマやオークション等）から購入したものは対象となるか。

A6-6

対象となりません。

Q 6 - 7 親会社と子会社間での売買行為は対象となるか。

A 6 - 7

対象となりません。

Q 6 - 8 自社製品は対象となるか。

A 6 - 8

対象となりません。

Q 6 - 9 海外からの輸入品購入は対象となるか。

A 6 - 9

対象となります。ただし、外国語で記載された書類等には日本語訳を添付してください。

Q 6 - 10 中古品は対象となるか。

A 6 - 10

【古物商から購入する場合】

生業かつ主要業務とする業者（中古物流事業者等）から購入したものは対象となります。

【企業間で取引する場合】

補助対象経費は、取引先の帳簿価格と取得価格のいずれか低い価格とします。なお、取得先の帳簿価格の把握が困難な場合については、新品時の購入年度が明らかであって、カタログ等により購入価格が適正な価格であることが明らかな場合に限り対象とします。

Q 6 - 11 車両は対象となるか。

A 6 - 11

用途が事業用に限定される特殊な仕様をした車両が対象となりますが、車両の新規導入の場合や、移動や運搬を主目的とするものは対象外となります。また、原則車両本体価格のみが対象となり、オプションや税金等は対象外となります。

Q 6 - 12 リース品を更新する場合は補助対象となるか。

A 6 - 12

補助対象となりません。更新前の設備は申請者が所有している必要があります。リース会社が顧客へリースする設備を更新する場合も、対象となりません。

Q 7 補助対象とならない汎用性の高いものとはどういったものか。

A 7

パソコン、タブレット端末、OA機器、営業活動等で使用する一般車両等を指します。

Q 8 更新前の既存設備を売却してもよいか。

A 8

原則廃棄することとし、売却する場合は、実績報告書にて売却額を申告してください。売却額は補助対象経費から減額となります。

《補助対象事業について》：省エネ化のみに関する事項

Q9 どのようなものが省エネ化に該当するか。

A9

省エネ効果のある設備への更新等により**エネルギー消費量の削減につながるもの**を対象とします。なお、「エネルギー」は、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」における燃料、熱、電気に限ります。

ただし、**導入する全ての設備が省エネ化を達成する必要があります**。省エネ化につながらない設備の大型化や機能向上は対象となりません。

(例)

- ・照明にて、定格消費電力40wの蛍光灯から8.1wのLEDに変更し、31.9w削減する場合
- ・フォークリフトにて、燃費が5.00ℓ/hから3.50ℓ/hに削減される場合
- ・空調にて、定格冷房標準電力4.0kwから5.0kwへ上昇してしまうものの、インバータ装置の性能が向上しているため、通年エネルギー消費効率（APF）が4.0から5.0へ向上する場合

Q9-1 主たる業務（生産工程等）に直接関与しない部分（休憩室の空調設備等）の取組は対象となるか。

A9-1

専ら事業所の設備として使用する場合は対象となります。

Q9-2 断熱窓は対象となるか。

A9-2

エネルギーを使用する機械器具等ではないため、対象となりません。

Q9-3 省エネ設備への更新のため、社内設備の診断などについて外部に委託する経費は対象となるか。

A9-3

対象となりません。

Q10 設備の新規導入による省エネ化は対象となるか。

A10

原則、更新によって省エネ化につながるものに限ります。ただし、電気系統内に省エネ化につながる設備を追加する場合など、事業計画全体でエネルギー効率の向上につながる取組の場合は、対象となる場合があります。

Q11 1つの設備の使用を取りやめ、複数の新しい設備に更新する場合は対象となるか。若しくは複数の設備の使用を取りやめ、1つの新しい設備に更新する場合は対象となるか。

A11

事業計画全体で省エネ化につながる場合、いずれの場合も対象となります。

ただし、更新前・後で使用目的が異なる場合、対象となりません。

Q11-1 高性能な設備を導入することで瞬間のエネルギー出力は増えるものの、使用時間が削減されるため、総エネルギー消費量は削減すると考えられる。この場合は対象となるか。

A11-1

この場合は省エネ化に資する取組であると考えられるため、対象となります。省エネ化の程度を事業計画にて具体的かつ客観的に記入してください。

Q11-2 高性能な設備を新しく導入したいが、既存設備も使用を続けたい。対象となるか。

A11-2

単なる増設と見なされるため、対象となりません。

《補助対象事業について》：省力化のみに関する事項

Q12 どのようなものが省力化に該当するか。

A12

設備の更新や新規導入、改修等において新たな手法を導入することにより、従来の業務が効率化され、「一人あたりの付加価値額」が向上するものを対象とします。

なお、中小企業デジタル化導入支援事業費補助金の対象となるものは対象外となります。

・付加価値額 = 営業利益 + 減価償却費 + 人件費

・一人あたりの付加価値額 = 付加価値額 ÷ 従業員数

(例)

・配膳ロボットを導入し、人手不足に対応する場合

・従業員の負担軽減のため、既存設備を改修により自動化する場合

Q12-1 「一人あたりの付加価値額」を向上させる手段に、対象とならないものはあるか。

A12-1

次に該当するものは、対象となりません。

(例)

・勤務時間を要因とした人件費の増加に伴う付加価値額の向上によるもの

・コストカットを目的とした人員整理等によるもの

・減価償却費の増加のみによる付加価値額の向上によるもの

Q12-2 設備の新規導入による省力化は対象となるか。

A12-2

設備の新規導入による省力化も対象となります。ただし、既存設備の単なる増設とみなされる場合は対象となりません。申請時に未導入の新たな手法を導入する必要があります。

Q12-3 既存の設備を改修し、新たな機能を付加する取組は対象となるか。

A12-3

対象となります。機械器具等導入費として申請してください。

《補助対象経費について》：機械器具等導入費、工事・撤去・処分費

Q13 設備に付随する資材等は対象となるか。

A13

真に必要と認められる場合に限り対象となります。

Q13-1 据付工事費や既存設備の撤去工事費・処分費は対象となるか。

A13-1

対象となります。ただし、省エネ化又は省力化のために必要と認められる範囲に限ります。

Q13-2 リサイクル料、運送費、据付工事に係る労務費等は対象となるか。

A13-2

工事・撤去・処分費として対象となります。ただし、省エネ化又は省力化のために必要と認められる範囲に限ります。

Q13-3 保険料は対象となるか。

A13-3

対象となりません。

Q13-4 リース設備の更新及び導入は対象となるか。

A13-4

対象となりません。

Q13-5 参考見積書内に対象外経費と対象経費が混在している場合はどうすればいいか。

A13-5

原則、参考見積書に対象外経費が掲載されていないものをご提出ください。どうしても分けられない事情がある場合は、対象外経費と対象経費を明確に区分できる場合に限り、対象経費については対象となります。

Q13-6 発注先への支払に係る手数料は対象となるか。

A13-6

対象となりません。なお、実績報告に必要となるため、支払は事業用の口座から**銀行振込により支払**を行ってください。

Q13-7 その他、補助対象外経費はどのようなものがあるか。

A13-7

次に掲げる経費は補助対象となりません。

- ・ 交付決定日より前に発注・契約、納品、支払い等をしたもの
- ・ 補助事業期間を超えて発注・契約、納品、支払い等をしたもの

- ・消費税及び地方消費税等
- ・キャンセル料
- ・その他、事業実施に必要と認められないもの

《補助対象期間について》：交付決定日から令和9年2月28日まで

Q14 今回応募して、採択となった場合、いつから補助対象事業は開始できるか。

A14

補助対象となる事業の開始は、交付決定日以降となりますが、募集以降のスケジュールは、概ね次のとおりを想定しています。

〔募 集〕 3月9日（月）～4月30日（木）※締切日午後5時必着

〔審 査 会〕 6月中旬

〔補助金交付決定〕 6月下旬（予定）

したがって、補助対象事業の開始は6月下旬以降となります。

【参考】補助金の流れ



Q14-1 令和9年2月28日までに納品されたものが補助対象となるのか。

A14-1

令和9年2月28日までに、納品・支払等に加え、事業報告書の提出も完了しなければ補助対象となりません。

《その他》

Q15 応募にあたり、注意すべき点は何か。

A15

応募する際は次の書類を提出する必要があります。

No	様式番号	書類名
1	様式第1号	補助事業等交付申請書
2	様式第2号	事業計画書
2-1	様式第2号-別添	経営計画 省エネ化の場合...①、省力化の場合...②
3	様式第3号	誓約書
4	様式第4号	支援機関確認書
5	-	直近期分の財務諸表
6	-	対象経費の積算根拠となる参考見積書

7	-	履歴事項全部証明書（個人の場合は住民票の写し）
8	-	導入予定設備の仕様書、カタログ等

応募事業者の事業計画について、支援機関から事業計画の妥当性の確認や助言等を行ってもらい、応募から事業完了まで伴走支援してもらうこととしていることから、応募書には、支援機関が作成した「支援機関確認書（省エネ設備更新枠）」（様式第4号）を添付する必要がありますので、事前に支援機関に相談してください。なお、当制度での「支援機関」とは、県内に支店・営業所を持つ金融機関及び県内の商工団体とし、国が認定している「認定支援機関」とは異なりますのでご注意ください。

直近期分の財務諸表については、個人事業主は、確定申告書類に提出した書類（青色・白色申告書含む）をご提出ください。

Q16 応募書類のうち、履歴事項全部証明書（個人の場合は住民票の写し）に有効期限はあるか。

A16

原則、3カ月以内に取得したものを提出してください。

Q17 加点要件の女性の活躍推進等に資する認定及び表彰というのはどういったものが対象となるか。

A17

対象事業者が自社の女性従業員の活躍推進等に資する取組をしており、その実績に対して国や県、市町村から認定又は表彰を受けているものを対象とします。計画や宣言といったものは加点の対象となりません。

例) 国：えるぼし（女性活躍推進法）、くるみん（次世代育成支援対策推進法）

県：秋田県女性の活躍推進企業表彰、出会い・結婚応援企業表彰、子ども・子育て支援知事表彰、えるぼしチャレンジ等

Q18 交付申請時に予定していた導入設備と異なる設備を導入することは可能か。

A18

当初予定していた設備が導入できない場合など、やむを得ない事情が生じた場合は対象となる可能性があります。ただし、**必ず事前にご相談ください。**

Q19 交付決定となった場合、実績報告の際にどのような書類を提出することになるか。

A19 原則として次の書類を提出することとなります。

No.	様式番号	書類名
1	様式10号	補助事業等実績報告書
2	様式第6号	事業実績書

3	様式第11号	収支精算書
5	様式第7号	取得財産等管理台帳（税抜単価50万円以上のもの）
6	—	証憑書類①～⑤(※) ① 2社以上の見積書 ② 契約書 ただし契約額が50万円未満のときは発注書、160万円未満のときは請書でも可 ③ 納品書又は業務完了報告書 ④ 請求書 ⑤ 支払を証明する銀行振込の利用明細等
7	—	更新前・後の写真(※)、新規導入の場合は導入後の写真 ※原則として、更新する全ての機器の更新前・後の状況がわかる写真が必要です。 □更新部分の全景写真（更新前・後） □更新機器全数の型番が確認できる写真（更新前・後） ※例外として、照明機器の更新については次の書類が必要です。 □更新部分の全景写真（更新前・後） □更新機器の型番が確認できる写真（更新前・後（同一型番の機器の写真は各1枚でよい）） □配置図面（更新前・後）
8	様式第12号	補助金に係る請求書(※)

詳細は美の国あきたホームページに掲載されている「【採択者向け】補助金の進め方」をご確認ください。

Q21 実績報告の際に、見積書は2社以上必要か。

A21

原則2社以上による相見積が必要です。提出できない場合は、必ず発注前に相談してください。

なお、フランチャイズ契約により、取引先や導入設備を本部に指定された場合でも、相見積は必要ですのでご注意ください。